

総 括 調 査 票

調査事案名	(21) 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）			調査対象 予算額	平成27年度：6,150百万円 ほか （参考 令和3年度：9,805百万円の内数）		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農山漁村活性化対策費	調査主体	共同
組織	農林水産本省			目	農山漁村活性化対策整備交付金ほか	取りまとめ財務局	（東北財務局）

①調査事案の概要

【事案の概要】

「農山漁村活性化法」（※）に基づき、都道府県・市町村が策定した定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向け、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する。

（事業の流れ）

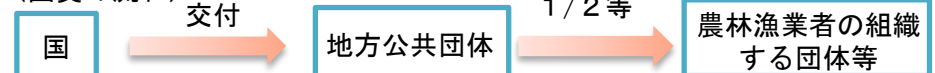
1. 計画主体（都道府県・市町村）が活性化計画を作成し、計画期間、取組内容、目標（以下「活性化目標」という）及び以下の要件を満たす対象区域（活性化区域）を設定する。

- (1) 市街化区域（用途区域も含む）以外であること。
- (2) 定住・地域間交流等を促進することが有効かつ適切であること。
- (3) 活性化区域に対する農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域（又は漁港と一体的に発展した地域）であること。
- (4) 活性化区域の全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合がおおむね5%以上の地域であること。

（注）（3）、（4）はいずれかを満たしていれば可

2. 事業実施主体（市町村、協議会等）が活性化目標達成のための事業実施計画書を作成し、事業活用活性化目標（以下「事業目標」という）を定量的に設定する（例：地域産物の販売額〇千円増、雇用者数〇人増等）。
3. 計画主体から農林水産省に対し活性化計画に基づく施設整備等を交付申請する。その後、農林水産省にて審査の上、採択を決定する。
4. 事業完了後は事後評価を実施するが、B/Cの構成要素の検証は事業目標のみで行うこととなっている。また、事業目標の達成率が70%以下の場合には改善計画書を作成することとなっている。

（国費の流れ）



（※）「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」

第一条 この法律は、人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図ることを目的とする。

第六条2 国は、前項の都道府県又は市町村に対し、同項の規定により提出された活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、農林水産省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

（施設整備の一例）



農産物加工（集出荷・貯蔵施設）



販売施設



農作業の体験施設



低コスト耐候性ハウス



地元食材を使用したレストラン



廃校を利用した交流施設

総 括 調 査 票

調査事業名 (21) 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

②調査の視点

【調査対象年度】
平成24～27年度
【調査対象先数】
計画主体：107先
（うち有効回答数106、未回答1）
事業実施主体：
107先（うち有効回答数106、未回答1）
※平成30年度に事業評価を実施した計画主体、事業実施主体が対象。

1. 事業実施前の検討状況等について

・活性化目標・事業目標の設定プロセスは適切か。プロセスによる達成率の違いはあるか。

2. 他の施策（※）との連携について

・本事業は、他の施策と連携して実施する方が事業効果が高いのではないか。

（※）地方公共団体独自実施事業、農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金等、地域振興関連の事業や本事業と同様の施設整備等が実施可能な事業。

③調査結果及びその分析

1. 事業実施前の検討状況等について

・活性化目標及び事業目標がいずれも地域住民との話し合いを経て設定された事業数は45事業ある一方で、いずれもそうした話し合いを経て設定されなかった事業数は42事業であった。【表1】
前者の活性化目標及び事業目標の達成率はそれぞれ70%、75%と高水準である一方、後者の各目標の達成率は、それぞれ63%、56%と低水準であり、事前に地域住民と話し合いの機会を持ち、地域が主体的に本事業を踏まえた地域の活性化に取り組むことが有益であることが分かった。【表1】

【表1】地域住民との話し合いの実施状況と活用化目標及び事業目標の達成状況 n=106

実施状況	実施主体数	活性化目標			事業目標		
		目標件数	達成件数	達成率	目標件数	達成件数	達成率
計画主体、事業実施主体ともに実施	45	54	38	70%	52	39	75%
計画主体、事業実施主体どちらかが実施	19	21	13	62%	21	14	67%
計画主体、事業実施主体ともに実施せず	42	52	33	63%	55	31	56%

（参考）地域住民との話し合いによる効果
 ・販売する地元食材、ブランド化すべき商品等を地域住民と話し合い決定したことで、整備施設の有効利用につながった。
 ・施設整備により想定される効果を踏まえ、販路の拡大、イベントの拡充等、今後の展開につき地域住民と話し合い、目標を達成した。

2. 他の施策との連携について

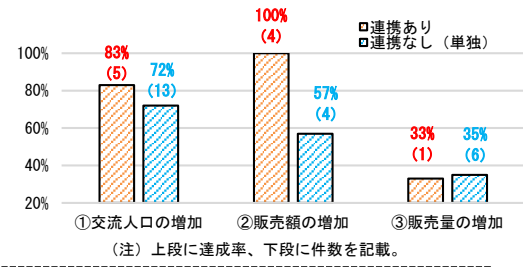
・本事業を他の施策と連携して実施した場合、本事業を単独で実施した場合に比べ、活性化目標・事業目標ともに達成率が高いことが分かった。【表2】特に「①交流人口の増加」や「②販売額の増加」を目標にした場合、他の施策との連携で達成率が高まる傾向があり、地域が本事業を地域振興施策全体の中で位置付け、他の施策と連携させて実施することが重要であると分かった。【図1】

【表2】他の施策との連携と活性化目標・事業目標の達成との相関関係 n=106

他の施策との連携状況	実施主体数	活性化目標			事業目標		
		目標件数	達成件数	達成率	目標件数	達成件数	達成率
連携あり	43	49	35	71%	47	35	74%
連携なし（単独）	63	78	51	65%	80	49	61%

（参考）関連事業を実施したことによる効果例
 ・「県独自の関連事業（6次産業支援）を実施することで、販路の拡大、付加価値、生産者の意欲の向上につながった。」
 ・「社会資本整備総合交付金（道の駅整備）を実施し交流人口が増加したことで、地域産物の認知向上、販売の促進につながった。」

【図1】他の施策との連携と目標種類別の達成率（件数）の比較 ①：n=24、②：n=11、③：n=20



④今後の改善点・検討の方向性

1. 事業実施前の検討状況等について

・活性化目標及び事業目標の設定時に、地域住民との話し合いの場を設け、本事業を踏まえた地域の活性化につき検討することを要件化するなどの対策を講じるべき。また、活性化計画及び事業実施計画で地域住民との検討状況を把握できるよう、改善すべき。

2. 他の施策との連携について

・相乗効果を見込んで地域振興等に係る他の施策と連携して実施することを要件化する、本事業で整備する施設と相乗効果の高い他の施策を実施する場合には優先採択するなど、より事業効果が高まる仕組みを導入すべき。
 また、地域が本事業を地域振興施策全体の中で位置づけて検討することを義務すべき。
 さらに、農林水産省は、本事業で整備可能な施設がどのような他の施策と連携したときに相乗効果が高まるのかを検証し、事業改善につなげるべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (21) 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

②調査の視点

3. 事業実施後のフォローアップについて

・事業目標未達成の場合、農林水産省による指導・助言や、計画主体による改善の取組を実施しているか。

③調査結果及びその分析

3. 事業実施後のフォローアップについて

- ・事業を実施した106主体のうち、事業目標未達成は38事業実施主体であった。【表3】
- ・事業目標が未達成で農林水産省から指導・助言があった18事業実施主体のうち、改善取組後の事業目標を達成した事業実施主体の割合は50%であり、農林水産省の指導・助言は事業の改善に有効であることが分かった。【表4】
- ・なお、事業評価年度では事業目標未達成であった36事業において計画主体が実施した改善の取組では、「改善計画書の策定」などで一定の効果が見られた。

【表3】事業目標の達成状況
n=106

事業目標達成状況	
達成	未達成
68	38

【表4】農林水産省から指導・助言の有無別の改善取組後の目標達成状況
n=36 (※)

農林水産省からの指導・助言		改善取組実施後の目標達成件数（割合）
有	18	9 (50%)
無	18	7 (39%)

※現在改善事業実施中2事業除く

(参考) 事業目標未達成であった36事業において計画主体が実施した改善の取組と改善後の目標達成状況 n=45 (複数回答可)

実施内容	実施件数	件数内訳（割合）			
		目標値を達成した	目標値は達成しなかったが、改善取組実施前より実績値が向上した	実績値は実施前と変わらなかった	実績値が改善取組み実施前より下がってしまった
改善計画書を策定した	19	11 (58%)	4 (21%)	1 (5%)	3 (16%)
計画主体たる市町村（都道府県）と事業実施主体等との間で会議の場を設けた	12	5 (42%)	3 (25%)	4 (33%)	0
特段検討していない	6	2 (33%)	1 (17%)	2 (33%)	1 (17%)
その他	8	2 (25%)	3 (38%)	1 (13%)	2 (25%)

④今後の改善点・検討の方向性

3. 事業実施後のフォローアップについて

・事業目標の達成状況を踏まえ、事業評価年度前であっても計画通りに実施されていないなど、目標達成に向け思わしくない状況にある案件については、必要に応じ、農林水産省や計画主体による指導・助言などの対策を検討すべき。

・事業評価年度においても、事業目標未達成の場合、必要に応じ、農林水産省や計画主体による指導・助言、改善計画書の作成基準の見直しなどの対策を検討すべき。

(注) 現在の事業要領では、「事業目標の達成率が70%未満である場合」のみ計画主体が改善計画書を作成。

・改善計画書の策定や農林水産省の指導・助言を経てもなお事業目標が達成できていない事例を踏まえ、本事業の採択要件等を見直すPDCAサイクルを回すことも検討すべき。